

福島再生加速化交付金（第58回）の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

- ① 帰還・移住等環境整備（第44回）・・・・・・・・・・別添1
- ② 福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業（第9回）】
・・・・・・・・・・別添2
- ③ 既存ストック活用まちづくり支援（第9回）・・・・・・・・・・別添3

◆交付可能額について

福島県及び市町村等から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおりです。

事業費 6,846百万円、国費 5,008百万円

うち、帰還・移住等環境整備
事業費 6,428百万円、国費 4,766百万円
うち、福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
事業費 286百万円、国費 143百万円
うち、既存ストック活用まちづくり支援
事業費 133百万円、国費 100百万円

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

福島再生加速化交付金（復興庁原子力災害復興班）

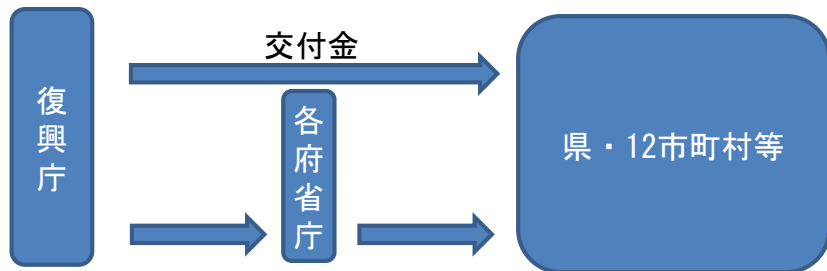
事業概要・目的

- 「復興基本方針」（抄）
 福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。
- 長期避難者への支援から帰還環境の整備など復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島の復興・再生を加速化する。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1)対象区域
 避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）
- (2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 <ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点等の整備（福島復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等） ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 <ul style="list-style-type: none"> ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等） ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援 <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

福島再生加速化交付金（第58回）《帰還・移住等環境整備第44回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：6,428百万円 国費4,766百万円

※福島県、9市町村、1組合（20事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○原子力災害被災地域事業所整備等支援事業

・大熊町等において、事業所の整備等を行います。

《5,050百万円（3,787百万円）（2町2事業）》

○水道施設整備事業

・浪江町等において、水道施設の整備を行います。

《897百万円（598百万円）（1町1組合2事業）》

○農山村地域復興基盤総合整備事業

・南相馬市等において、農地等の整備を行います。

《157百万円（135百万円）（1県3町村5事業）》

○移住・定住促進事業

・南相馬市において、新たな住民の移住・定住促進に資する施策を行います。

《7百万円（6百万円）（1市1事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第58回）《帰還・移住等環境整備（第44回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第58回）《帰還・移住等環境整備（第44回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第58回）《帰還・移住等環境整備（第44回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：復興庁原子力災害復興班（加速化交付金担当）

担当：北條

電話：03-6328-0255

復興庁原子力災害復興班（移住等促進担当）

担当：中山

電話：03-6328-0252

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第58回）《帰還・移住等環境整備
（第44回）》市町村等別交付可能額

(単位:百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
田 村 市	1 6	1 2
南 相 馬 市	7 0	5 3
広 野 町	8	5
檜 葉 町	8	6
富 岡 町	7 4	5 8
大 熊 町	5, 0 2 3	3, 7 7 0
双 葉 町	5 0	5 0
浪 江 町	8 7 5	5 8 6
飯 舘 村	4 6	3 8
福 島 県	2 0 0	1 5 0
双葉地方水道企業団	5 8	3 8
計 (県、9市町村及び1組合)	6, 4 2 8	4, 7 6 6

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第58回)《帰還・移住等環境整備(第44回)》 市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

田村市

- 事業番号:41(農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策事業))
- ・農産物振興施設整備事業《新規》 【16百万円(12百万円)】

双葉町

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
- ・農業水利施設等保全再生事業 双葉町 【50百万円(50百万円)】

南相馬市

- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
- ・農業基盤整備促進事業 北沢・放森地区《新規》 【63百万円(47百万円)】
- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
- ・空き家活用及び住宅購入・賃貸改修等支援事業 【7百万円(6百万円)】

浪江町

- 事業番号:20(水道施設整備事業)
- ・浪江町水道施設整備事業 【839百万円(559百万円)】
- 事業番号:47(原子力災害被災地域事業所整備支援事業)
- ・産学官連携施設整備事業《新規》 【36百万円(27百万円)】

広野町

- 事業番号:10(都市防災推進事業)
- ・復興まちづくり拠点形成事業(都市防災総合推進事業)《新規》 【8百万円(5百万円)】

飯館村

- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
- ・飯館村産業団地整備事業 小宮地区《新規》 【33百万円(25百万円)】

大熊町

- 事業番号:47(原子力災害被災地域事業所整備支援事業)
- ・大熊町産業交流施設整備事業(基金型)《新規》 【5,014百万円(3,760百万円)】

福島県

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
- ・農地整備事業 矢川原地区(基金型) 【70百万円(53百万円)】
- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
- ・農業用機械施設等 南相馬市 【114百万円(86百万円)】

福島再生加速化交付金(第58回)《帰還・移住等環境整備(第44回)》 交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
10	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
20	水道施設整備事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
41	農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業
49	移住・定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL : <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

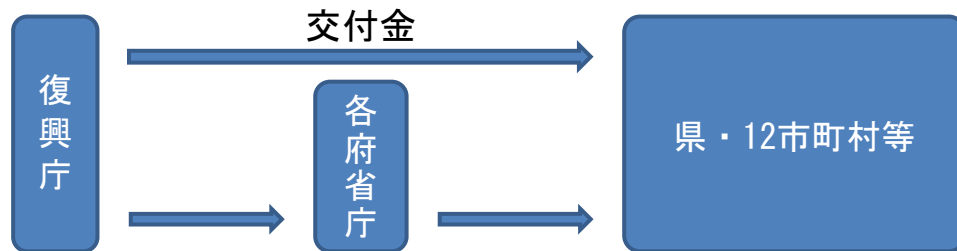
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

福島復興再生拠点、災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業

福島再生加速化交付金（第58回）
《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
（地域情報発信交付金） 第9回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）（地域情報発信交付金）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：286百万円 国費143百万円

※福島県、10市町村（13事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○地域の魅力向上・発信事業

情報発信事業

・南会津町等において、風評動向調査、体験等企画、情報発信コンテンツ作成及びポータルサイト構築の取組を実施します。

《286百万円（143百万円）（県、10市町村13事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金第58回《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業 第9回】交付可能額
- ・別紙2：地域情報発信交付金 第9回事業概要
- ・別紙3：地域情報発信交付金の概要

本件連絡先 復興庁原子力災害復興班 担当：園山、佐々木、中原、廣内
電話：03-6328-0248

福島再生加速化交付金第 5 8 回 ≪福島定住等緊急支援
【地域魅力向上・発信支援事業】第 9 回≫市町村等別交付可能額

(単位：百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
福島市	3	2
田村市	5	3
南会津町	10	5
北塩原村	1	0
西郷村	12	6
塙町	12	6
石川町	15	8
檜葉町	2	1
富岡町	4	2
双葉町	21	10
福島県	200	100
合計	286	143

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。
端数処理により、合計と一致しない場合があります。

地域情報発信交付金 第9回事業概要

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

- 地元産品や観光名所といった地域の魅力を発信するイベント等、福島 of 各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた取組を支援。
- 第9回事業では、福島県及び10市町村の13事業(事業費約286百万円(国費約143百万円))について、交付可能額を通知。

A 地域の魅力向上・発信事業

① 情報発信事業

○ 南会津町魅力発信事業

【南会津町】

南会津町の特産品の日本酒と町産品のペアリングの会食イベントを開催、首都圏の参加者に食の安全性と美味しさを理解してもらうとともに、インフルエンサーによる情報発信を実施。

さらに、旅行雑誌において南会津町の食・自然・歴史等を紹介する記事を通じて誘客促進と風評払拭を図る取組を実施。

- ii) 体験等企画実施
- iii) 情報発信コンテンツ作成

○ 国と地域が連携した情報発信イベント

【檜葉町】

西日本で開催される大規模イベントに出展（復興庁と連携）、檜葉町産さつまいも（紅はるか）を使用し「檜葉町特産品開発センター」で製造した干し芋や檜葉町産のお米作った日本酒「檜葉の風」の試食、試飲、販売を行うとともに、ブース来場者へ観光パンフレットの配布、天神岬温泉のPRを行うことで誘客を促進するなどの取組を実施。

- ii) 体験等企画実施

○ 「はなわ」の魅力・情報発信事業

【埴町】

埴町の特産品のダリアや野菜等の展示・販売会を都内で開催するほか、各種イベントへの出展、都内駅ビルにおける特設コーナーの設置により、農産物の魅力等の発信して、認知向上を図る。また、実際に埴町を訪れてもらう体験ツアーを開催し、放射線測定所の見学、農家での収穫体験、地元産品の試食等を通じて町の現状を正しく理解してもらうとともに、その様子をSNS等で発信して、広く情報発信を図る。

併せて、町、観光協会、道の駅等の町内の各組織で別々で発信している情報を統括するためのポータルサイトを構築、埴町の魅力発信を充実させる取組を実施。

- ii) 体験等企画実施
- iv) ポータルサイト構築

地域情報発信交付金

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

目的・事業概要

- 福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評を払拭することが重要であり、特に、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」が決定された中で、処理水にかかる風評を抑止する必要がある。
- そのためには、国内外に向けて国による科学的根拠に基づく正しい情報の発信に加え、市町村等自らが継続的に地域の取組・魅力等を発信し続けていくことが効果的である。
- 風評の影響は地域によって様々であり、また地域の復興の進捗状況や情報発信体制にも差があるところ。それらを踏まえ、市町村等が自らの創意工夫によって必要な取組を企画・実施することが重要。
- このため、市町村等が自らの創意工夫によって地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等について理解を深めるための情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備について支援し、継続的に発信できる基盤を整えるとともに風評の払拭を図る。

期待される効果

- 地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島の復興・再生を加速することが期待される。

資金の流れ

復興庁

各市町村
県

事業イメージ

- (1) 対象自治体
福島県内の全市町村（59市町村）及び福島県
- (2) 事業メニュー
 - A 地域の魅力向上・発信事業
 - ①【情報発信事業】
 - i) 風評動向調査、ii) 体験等企画実施、
 - iii) 情報発信コンテンツ作成、iv) ポータルサイト構築
 - ②【人材活用事業】
 - i) 企画立案のための外部人材の活用、
 - ii) 地域の語り部の育成
 - B 関連施設の改修
地域の魅力向上・発信事業と一体的に行うための関連施設の改修
- (3) 交付率 1/2*
*ただし、交付限度額と比較していずれか低い額
(別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり)

福島再生加速化交付金（第58回）
《既存ストック活用まちづくり支援 第9回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：133百万円 国費：100百万円

※南相馬市に対する交付可能額。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業

南相馬市において、空き家等の改修による公的施設整備を行います。

【南相馬市】

旧幼稚園舎を活用した交流施設の整備を実施。《133(百万円)》

《別紙資料》

- ・別紙：既存ストック活用まちづくり支援事業の概要

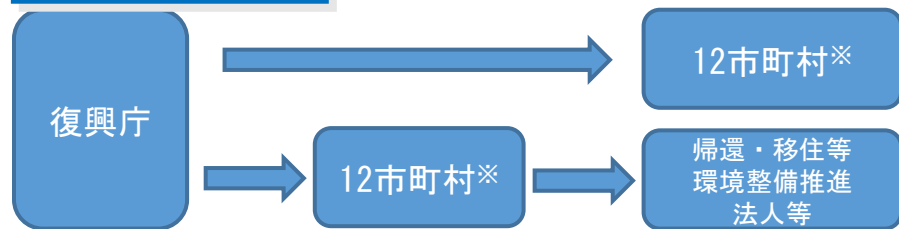
本件連絡先
復興庁原子力災害復興班
星野、菊田
電話：03-6328-0250

既存ストック活用まちづくり支援事業

事業概要・目的

- 避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりのさらなる進展を図るために、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックを有効かつ適切に活用する場合に必要な取組を支援する。

資金の流れ



※一部事業メニューについては復興拠点6町村のみが対象

期待される効果

- 既存ストックの有効活用による公的施設の整備に加えて、多様な人材が既存ストックの利活用による賑わい・魅力の創出について検討・協議する場の立上げ、試行実証等を支援する。

これにより、官民連携による既存ストック活用のエリアマネジメントの自立・自走を促進し、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速させることが期待できる。

事業イメージ・具体例

(1) 対象地域・団体

事業	対象地域・交付団体	事業実施主体
① ②	・被災12市町村	・被災12市町村 ・帰還・移住等環境整備推進法人
③ ④	・復興拠点6町村	・復興拠点6町村 ・帰還・移住等環境整備推進法人 ・プラットフォームを構成する者(④のみ)

(2) 対象費用

- ① 建物状況調査（インスペクション）に要する費用
- ② 既存ストックの有効活用による公的施設の整備に要する費用 ※事前に既存ストックに関する実態調査を行った場合に限る
- ③ 官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討に要する費用
- ④ プラットフォームの検討に基づく社会実験に要する費用

(3) 補助率

- ① 定額（上限15万円／件）
- ② 3／4
- ③ 定額（上限2,000万円）
- ④ 3／4（1事業あたり1年間に限る。）